

源泉所得税

(7) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人員	支払金額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	
法第204条 該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金 弁護士、税理士等の報酬又は料金 診療報酬 職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金 芸能等についての出演等の報酬又は料金 バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金 契約金・賞金	58,959 137,960 4,912 86,847 5,233 14,804 2,154	10,276,207 54,288,056 102,017,950 51,859,376 3,863,119 10,388,621 450,407	1,092,260 6,488,539 9,171,069 2,651,172 391,854 590,585 37,939
	<b>小 計</b>	<b>310,869</b>	<b>233,143,736</b>	<b>20,423,418</b>
法第203条 の2 該当	公 的 年 金 等	22,034	33,178,349	330,864
法第207条 該当	生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	94,035	102,332,392	354,284
法第174条 該当	芸 能 人 の 役 務 提 供 法 人 等 の 報 酬 又 は 料 金	1,026	4,133,173	414,324
	<b>計</b>	<b>427,964</b>	<b>372,787,650</b>	<b>21,522,889</b>
	災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	-	-	-

調査対象等： 平成13年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成14年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。